

通知電気事業者の廃止の通知 必要書類（法第17条の2関係）

電気工事業を廃止したときは、「電気工事業廃止通知書」に下表の添付書類を添えて廃止の日から30日以内に通知すること。

番号		
①	電気工事業廃止通知書	○
②	通知済証の原本	○

※1 欄内の○印が必要となる書類。

様式第 14 の 5 (第 10 条の 5)

電気工事業廃止通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 17 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 11 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知の年月日

通知年月日 年 月 日

- 2 事業を廃止した年月日

廃止年月日 年 月 日

- 3 事業を廃止した理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。